

初めての通級指導教室担当者のための

「通級による指導」Q&A



教
学
一
如

教えることは学ぶことである
学び続ける教職員に



鹿児島県総合教育センター

目 次

Q1 「通級による指導」とは、どのようなものですか？	1
Q2 教室設営はどうすればいいですか？	2
Q3 どのようにして実態把握を行えばいいですか？	3
Q4 実態把握では、どのような心理検査が活用できますか？ また、実施の際は、どのようなことに配慮すればいいですか？	4
Q5 通級による指導のための個別の指導計画は、どのように作成すればいいですか？	5
Q6 年間の業務は、どのようなものがありますか？	6
Q7 時間割を考えると、どのようなことに気を付ければいいですか？	7
Q8 個別指導とグループ指導は、どのように行えばいいですか？	8
Q9 自立活動の指導は、どのような指導内容がありますか？	9
Q10 ソーシャルスキルトレーニングは、どのように行えばいいですか？	12
Q11 発達障害のある児童生徒に起こりやすい二次的障害には、どのようなものがありますか？	14
Q12 授業で使われている教材・教具には、どのようなものがありますか？	15
Q13 指導の記録は、どのようなことに気を付ければいいですか？	16
Q14 在籍学級とは、どのように連携を図ればいいですか？	17
Q15 学年や学校、担任が替わる際に、どのような引継ぎを行えばいいですか？	18
Q16 保護者との連携は、どのようにすればいいですか？	19
Q17 関係機関との連携は、どのようにすればいいですか？	20
Q18 障害のある児童生徒や保護者から合理的配慮の提供を求められたら、どうすればよいですか？	21
引用・参考文献	22

Q 1

「通級による指導」とは、どのようなものですか？

小・中学校の通常の学級に在籍している障害のある児童生徒の障害の程度が比較的軽度で、ほとんどの授業は通常の学級で受けながら、障害に応じた特別の指導（自立活動）を「通級指導教室」など、特別の指導の場で受ける指導形態です。

※ 平成30年度より高等学校においても通級における指導が開始されました。



ポイント！！

- 障害に応じた特別の指導とは、特別支援学校における自立活動の内容を指します。（Q9参照）（学校教育法施行規則第140条）特に必要があるときは、障害の状態に応じて各教科の内容を取り扱うことができることとされています。ただし、あくまで障害による学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服することを目的として行われることが必要で、単なる各教科の遅れを補充するための指導ではありません。
- 授業時数は児童生徒の実態に応じて、週に1～8単位時間を設定できます。ただし、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）の場合は年間10回（月に1単位時間）を下限とします。
- 自校の通級指導教室の場合だけでなく、他校での通級指導教室での授業を在籍小・中学校の授業とみなすことができます。（学校教育法施行規則第141条）

〈対象となる障害の種類と程度〉

障害の種類	障 害 の 程 度
言語障害	口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものでない者に限る。）で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
自閉症	自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
情緒障害	主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
難聴	補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
学習障害（LD）	全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
注意欠陥多動性障害（ADHD）	年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

※本県には、「言語障害」「難聴」「自閉症・情緒障害」「LD・ADHD」の通級指導教室が設置されています。（令和4年3月現在）

Q 2

教室設営はどうすればいいですか？

障害による特性や児童生徒の実態に応じて、個別指導の場とグループ指導の場、必要な検査器具や運動器具、遊具などを準備しましょう。



ポイント！！

各市町村や各学校の実状に応じて、指導の場や教材・教具などを工夫しましょう。

【指導の場】

- ・ 個別指導に適切な広さの小部屋や衝立等を利用したブース
 - ・ 付添いの保護者が参観したり、教育相談を行ったりする部屋（スペース）
 - ・ 小集団でゲーム等が行えるプレイルームや多目的室
 - ・ パニックの前など、感情やストレスが高まったときに、元の状態に戻る（カムダウン）ための部屋（スペース）やパニックになった児童生徒が安全に落ち着くための部屋（スペース） など
- ※ 他児の視線を気にしないで済む出入口や指導場所や光、音、掲示物などに留意した集中できる部屋なども考慮しましょう。

【教材・教具】

- ・ 運動器具（トランポリンなど）
- ・ 少人数で行える各種遊具
- ・ ICT機器やソフト
- ・ 各種カード類
- ・ リラックスのための音楽教材
- ・ 各種タイマーや時計 など

【その他】

- ・ 実態把握のための各種検査器具 など

衝立等を利用したブース



カムダウンスペース



Q 3**どのようにして実態把握を行えばいいですか？**

一人一人の発達段階や特性を理解するためには、実態把握が必要です。児童生徒の実態を的確に把握することにより、個に応じたきめ細かな指導計画を立てることができます。

実態に合った適切な指導は、児童生徒のもつ能力や可能性を伸ばすことにつながります。

**ポイント！！**

実態把握で得た結果を総合的に検討することにより、児童生徒の発達段階を正しく知り、理解することができます。児童生徒の得意なこと、うまく行動に移すことができたことなども把握し、指導・支援に生かしましょう。

<実態把握の方法>

方 法	内 容
観察法	児童生徒理解の基本となる方法で、日常生活や学習場面の観察と記録、その蓄積と分析を通して、発達段階を知り、生活や学習上の課題を明らかにすることができます。
面接法	児童生徒本人や保護者、在籍学級の現担任や前担任、通級指導教室の前担当者等との面談を通して情報を収集し、発達段階を知ることができます。
検査法	標準化された検査等を通じて、客観的なデータを得ることにより、発達段階等を把握することができます。ただし、各検査の実施においては、検査法を十分理解し、演習を重ねることが必要です。

<実態把握の内容>

- 学習面
- 社会性
- 医学的な所見
- 行動・情緒面
- 生育歴
- 本人や保護者の願い
- 対人関係
- 相談歴
- など



Q 4

実態把握では、どのような心理検査が活用できますか？
また、実施の際は、どのようなことに配慮すればいいですか？

児童生徒の発達を客観的に知り、適切な教育環境を探る手掛かりを得るために心理検査を行います。

実施に当たっては、保護者の承諾の下、各検査の特徴を理解して目的に応じて選択したり、幾つかの検査を組み合わせることで多面的に把握したりします。



ポイント！！

○ 活用の意義

心理検査で得られたデータはその児童生徒の全てを表すものではなく、行動観察等の情報と合わせて、理解や支援方法を決めるために活用することが重要です。

○ 説明責任

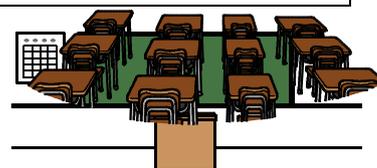
得られた結果は保護者に伝え、指導方針とともに説明することも必要です。

○ 個人情報の取扱い

実態把握で得られた結果は、個人的な情報です。取扱いは慎重に行いましょう。

<実態把握に使用される個別の心理検査例>

検査項目	検査名
発達・言語	遠城寺式乳幼児分析的発達検査，新版K式発達検査2001 日本版PEP-3自閉症・発達障害児教育診断検査〔三訂版〕 LD判断のための調査票（LD I-R），ITPA言語学習能力診断検査 PVT-R絵画語い発達検査，ことばのテストえほん， 多層指導モデルMIM「読みのアセスメント・指導パッケージ」
知覚・感覚	DTVPフロスティック視知覚発達検査， 「見る力」を育てるビジョン・アセスメント WAVES
知能・認知	田中ビネー知能検査V，WISC-Ⅲ知能検査，WISC-Ⅳ知能検査， K-ABC心理・教育アセスメントバッテリー，日本版K-ABCⅡ， DN-CAS認知評価システム
社会適応	S-M社会生活能力検査第3版，小児自閉症評定尺度CARS， 自閉症診断検査（精研式CLAC-Ⅲ型），Vineland-Ⅱ適応行動尺度



Q 5

通級による指導のための個別の指導計画は、どのように作成すればいいですか？

通級による指導を受ける児童生徒は、在籍学級と通級指導教室のいずれでも個別の指導計画によるきめ細やかな指導を行う必要があります。そのため在籍学級の担任と通級指導教室の担当者が連携して個別の指導計画を作成することが必要です。



ポイント！！

- 通級による指導は、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服することが主たる目的であり、基本的にはそのための特別な指導が中心となります。児童生徒一人一人の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に即した指導目標の設定や指導内容・方法の工夫などの配慮が必要です。
- 特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動の6区分27項目の内容を参考にし、児童生徒一人一人に、障害の状態等の的確な把握に基づいた自立活動の個別の指導計画を作成することが大切です。
- 基本的には在籍学級で個別の指導計画を作成しますが、通級指導教室と連携して作成することが大切です。互いの指導の目標や内容、方法などを共通理解することにつながります。

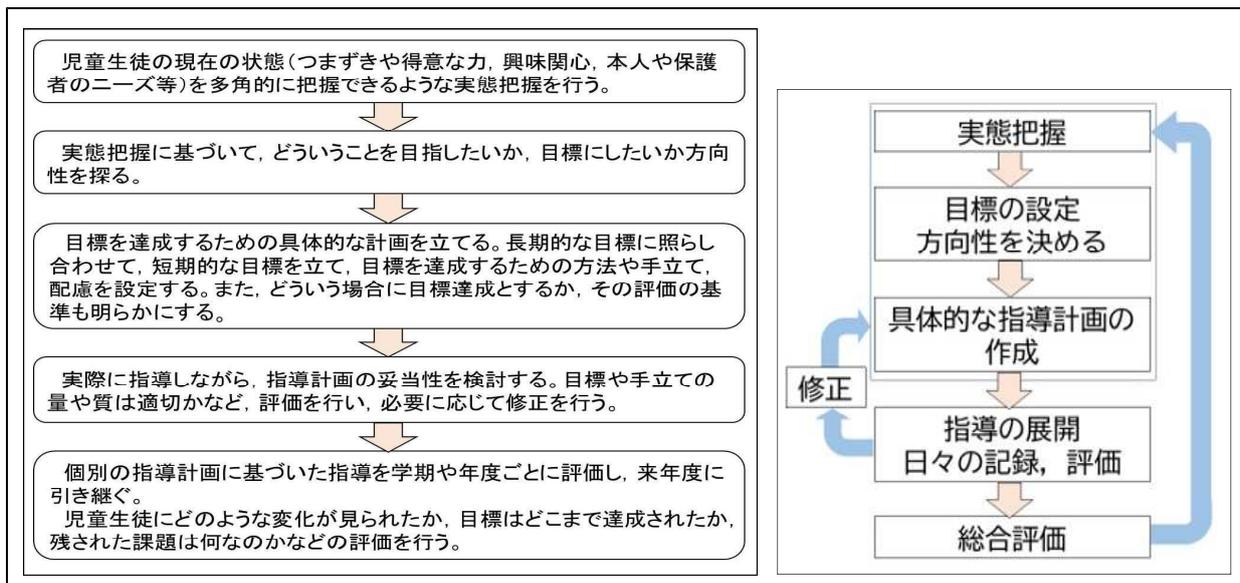


図 個別の指導計画作成の手順（例）

上図に示したような手順で個別の指導計画を作成しますが、目標や指導内容、手立てなどは、指導を通じて評価し、必要に応じて修正を行い、学期や年度ごとに総合的な評価を行うことが大切です。

通常の学級の先生が、個別の指導計画を初めて作成する場合、簡単なことではありません。通級による指導で作成する個別の指導計画を参考に、通常の学級では何を目標にし、どのような指導や配慮を行うのか、通級指導教室の担当者と在籍学級の担任や特別支援教育コーディネーター等の複数で話し合って作成することが大切です。

Q 6

年間の業務は、どのようなものがありますか？

地域や学校等で違いがあると思われます。ここでは、大まかな流れの例を示します。



ポイント！！

- 在籍学校や在籍学級と連携を図ることが大切です。
- 年間を通して在籍学級を訪問して学習や学校生活の実態を把握したり、担任と指導・支援の状況などについて連絡を取り合ったりすることが大切です。
- これまでの学校での実践記録や近隣の学校の予定を参考に、年間の見通しをもつことが大切です。

<年間の業務予定の例>

	教室行事等	書類作成, 研修会等
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新年度準備 ・ 在籍学級担任会 ・ 在籍校訪問 ・ 通級指導教室開始式 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通級に関する書類の提出, 教室環境整備 ・ 実態把握, 課題の確認, 年間指導計画の確認 ・ 在籍校での対象児童生徒の実態把握 ・ 在籍校への指導日通知 ・ 通級児童生徒名簿, 週時程作成 (指導時間の確定)
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者会 ・ 心理検査等の実施 ・ 教育相談 (自校) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者への教育的ニーズの確認 ・ 通級指導教室担当者研修会 ・ 個別の指導計画作成 (通常の学級の担任との連携)
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 在籍校訪問 ・ 担任者会 ・ 保護者学習会 ・ 教育相談 (他校) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 在籍校でのニーズの確認 ・ 指導内容の修正 ・ 外部講師による講話, 保護者間の情報交換会
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人面談 ・ 保護者会 ・ 指導記録報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指導経過の報告, ニーズの確認 ・ 個別の指導計画の評価 ・ 指導記録報告の送付
8月		<ul style="list-style-type: none"> ・ 校内委員会, 校内職員研修, 校外での研修
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者会 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 長期休業中の様子の確認 ・ 個別の指導計画の修正 (通常の学級の担任との連携)
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 在籍校訪問 ・ 就学相談会 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 在籍校の授業参観と授業検討会
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 授業公開 ・ 教育相談会 (地域) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域が育む「かごしまの教育」県民週間を活用した理解啓発
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人面談 ・ 指導記録報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指導経過の報告, ニーズの確認 ・ 指導記録報告の送付
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教室見学会 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次年度利用希望者の見学
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 担任者会 ・ 終了判定会 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年度の成果と課題の確認 ・ 終了判定会資料作成
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者会 ・ 指導終了 ・ 終了式 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指導記録報告の送付 ・ 終了者, 継続者に関する提出資料作成 ・ 在籍校への引継ぎ, 中学校・高等学校への引継ぎなど (移行支援シートの活用など) ・ 新学期準備, 担当者が変わる場合は引継会の実施

Q 7

時間割を考えるとき、どのようなことに気を付ければいいですか？

特定の教科等の授業を受けられずに、学習に遅れが生じる可能性があるため、担任や保護者と連絡を取り調整することが必要です。



ポイント！！

- 在籍学級での教科等の学習に遅れが生じる可能性を極力なくすように以下のような工夫が必要です。
 - ・ 在籍学級の担任と連絡を取り、特定の教科に偏らないように時間割を調整する。
 - ・ 算数や数学、英語などの積み上げが必要な学習で、その指導を受けないと内容が分からなくなる教科を避けること。
 - ・ 家庭学習で補いやすい内容の学習のときに通級による指導を受けることや、同じ教科等の次の時間に、受けられなかった時間の復習を多く入れること、必要に応じて放課後等に補充的な指導を行うことなど。
 - 自校通級と他校通級の場合で、実情に応じて、時間割の一部を替えて指導を行うことや通常の学級の授業に加えて放課後に指導を行うことなどができます。ただし、あまり時間帯が偏ったり、児童生徒の負担が過重にならないよう十分な配慮が必要です。
 - ・ 自校通級の場合、移動時間が少なく、教師間の連絡が容易なため、通常の学級の授業の一部に替えて指導を受けやすい利点がある。
 - ・ 他校通級の場合、移動等の関係で放課後等に指導を受けることが多くなる可能性がある。
 - 授業時数については、学校教育法施行規則第140条の規定に基づき、平成5年の文部省告示第7号で定められています。以下に示すほか、平成5、18、25、28年に文部科学省から発出された通知で詳細を確認することが必要です。
 - ・ 小・中学校では、言語障害者、自閉症者、情緒障害者、弱視者、難聴者、その他障害のある者で、特別の教育課程による教育を行うことが適当なものは、年間35から280単位時間までを標準とし、週当たり1から8単位時間程度になる。
なお、学習障害者及び注意欠陥多動性障害の場合は、月1単位時間程度でも指導上の効果が期待される場合もあるため、年間10単位時間から280単位時間までを標準としている。
 - ・ 高等学校では、障害に応じた特別の指導に係る修得単位数として、年間7単位を超えない範囲で当該高等学校が定めた全課程の修了を認めるに必要な単位数のうちに加えることができる。原則として週1回以上通級による指導を行い、十分にその目標が達成できたと校長が判断した場合に単位の認定を行うことになる。また、2以上の年次にわたる授業時数を合算して単位の認定を行うこともできる。
なお、必修教科・科目、総合的な学習（探究）の時間及び特別活動に替えることはできないことになっている。
- ※ 教育課程の一部に「替える」場合、通級による指導を受けたことで、「替える」対象となる教科等を受けたことにはなりません。

Q 8**個別指導とグループ指導は、どのように行えばいいですか？**

実態を踏まえて、多様な学びの場を用意することは大切ですが、個別指導を中心とし、必要に応じてグループ指導を組み合わせることが適当です。

**ポイント！！**

- 通級による指導は、障害による学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服することを目的とした指導が中心であり、個別指導が中心となります。
- 特別支援学校学習指導要領解説自立活動編を参考に、実態把握から指導内容の設定、実施、評価を行います。また、心理検査や発達検査、チェックリストなどのアセスメントを活用して、課題を明確にすることが大切です。
- LDやADHDのある児童生徒は、ソーシャルスキル、コミュニケーション能力、対人関係等について課題がある場合もあり、その際には個別指導とグループ指導を適宜組み合わせて行うことが効果的なことがあります。

<個別指導の工夫>

- 短時間で達成できる課題や取り組みやすい課題から始め、達成感を味わうことができるようにする。
- 「頑張っているね。」「いい姿勢で書いているね。」「上手にできたね。」などの称賛を行うことで、自信をもって学習できるようにする。
など

**<グループ指導の工夫>**

- 個別指導で学習したことを、グループで取り組むことができるようにする。
- 教師との一対一のコミュニケーションはできるが、集団では難しい場合、同じ課題のある児童生徒同士で活動に取り組みさせる。
- 個別指導やグループ指導での成果を在籍校で生かすことを想定して、場面設定する。
- ゲームや共同制作などを取り入れて、やり取りが必要な場面を設定する。
など



Q 9

自立活動の指導は、どのような指導内容がありますか？

障害による学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服するため、「自立活動」に相当する指導を行います。



ポイント！！

児童生徒の実態把握を基に、自立活動の6区分の下に示してある項目の中から、個々の児童生徒に必要なとされる項目を選定し、それらを相互に関連付けて具体的な指導内容を設定します。区分ごと又は項目ごとに別々に指導することを意図しているわけではないことに十分留意しましょう。(p.10の表を参照)

<自立活動の目標（特別支援学校 小学部・中学部学習指導要領）>

個々の児童又は生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達を基盤を培う。

<指導内容を設定する際に考慮する点>

- ・ 児童生徒が興味をもって主体的に取り組み、成就感を味わうとともに自己を肯定的に捉えることができるような指導内容
- ・ 児童生徒が、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服しようとする意欲を高めることができるような指導内容
- ・ 個々の児童生徒の発達の進んでいる側面を更に伸ばすことによって、遅れている側面を補うことができるような指導内容
- ・ 個々の児童生徒が、活動しやすいように自ら環境を整えたり、必要に応じて周囲の人に支援を求めたりすることができるような指導内容

<自立活動の内容の6区分>

- | | | |
|---------|----------|-------------|
| 1 健康の保持 | 2 心理的な安定 | 3 人間関係の形成 |
| 4 環境の把握 | 5 身体の動き | 6 コミュニケーション |

<自立活動の内容の項目>

自立活動の内容は、6区分27項目となっている。

1 健康の保持

- (1) 生活のリズムや生活習慣の形成に関する事。
- (2) 病気の状態の理解と生活管理に関する事。
- (3) 身体各部の状態の理解と養護に関する事。
- (4) 障害の特性の理解と生活環境の調整に関する事。
- (5) 健康状態の維持・改善に関する事。

2 心理的な安定

- (1) 情緒の安定に関する事。
- (2) 状況の理解と変化への対応に関する事。
- (3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関する事。

3 人間関係の形成

- (1) 他者とのかかわりの基礎に関する事。
- (2) 他者の意図や感情の理解に関する事。
- (3) 自己の理解と行動の調整に関する事。
- (4) 集団への参加の基礎に関する事。

4 環境の把握

- (1) 保有する感覚の活用に関する事。
- (2) 感覚や認知の特性についての理解と対応に関する事。
- (3) 感覚の補助及び代行手段の活用に関する事。
- (4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動に関する事。
- (5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関する事。

5 身体の動き

- (1) 姿勢と運動・動作の基本的技能に関する事。
- (2) 姿勢保持と運動・動作の補助手段の活用に関する事。
- (3) 日常生活に必要な基本的動作に関する事。
- (4) 身体の移動能力に関する事。
- (5) 作業に必要な動作と円滑な遂行に関する事。

6 コミュニケーション

- (1) コミュニケーションの基礎的能力に関する事。
- (2) 言語の受容と表出に関する事。
- (3) 言語の形成と活用に関する事。
- (4) コミュニケーション手段の選択と活用に関する事。
- (5) 状況に応じたコミュニケーションに関する事。

<指導の内容例>

言語障害	<ul style="list-style-type: none"> • 正しい音の認知や模倣 • 構音器官の運動の調整 • 発音・発語の指導などの構音の改善に関する指導 • 話し言葉の流ちょう性を改善する指導 • 日常生活と体験を結び付けた言語機能の基礎的事項に関する指導 • 円滑な人間関係を形成するためのコミュニケーションの指導 など
自閉症	<ul style="list-style-type: none"> • 周りの人との関わり方や集団参加の仕方に関する指導 • 円滑なコミュニケーションのための知識・技能を身に付ける指導 • 話し方や聴き方の指導 • 自分の感覚の特性に気づき、自分で工夫する技能を身に付ける指導 • 視知覚や微細運動などの苦手とする技能を高める指導 など
情緒障害	<ul style="list-style-type: none"> • 情緒の安定を図る指導 • 教師との安定した関係を形成して、相互に関わり合う素地をつくる指導 • 安心できる状況や信頼できる関係の中で、気持ちや思いを表現できるようにする指導 など
難聴	<ul style="list-style-type: none"> • 補聴器等を適切に装着する指導 • 聴く態度の育成、聞き取りの練習、音声の聴取及び弁別の指導などの聴覚学習 • 日常の話し言葉の指導、語彙拡充のための指導、言語概念の形成を図る指導、日記等の書き言葉の指導 • 周りの人との関わり方や集団参加の仕方に関する指導 など
学習障害 (LD)	<ul style="list-style-type: none"> • 両手の協応や目と手の協応動作が円滑にできるようにする指導 • 書字・描画等の学習に必要な基本動作の指導 • 自分の得意な面と不得意な面を知り、得意な面を活用する経験ができるようにする指導 • コンピュータ等の代替手段を用いて、苦手意識を軽減する指導 • 自分のよさに気付かせるなどして、活用への意欲を促す指導 • 他者に支援を依頼することができるようにする指導 • 言語によって体験や考えを整理し、思考を深めたり広げたりすることができるようにする指導 など
注意欠陥 多動性障害 (ADHD)	<ul style="list-style-type: none"> • 刺激を調整・選択して注意力を高める指導 • 情報を確認しながら理解することを通して自分の行動を振り返る指導 • 指示の内容を具体的に理解したり、手順を確認したりして、集中して作業に取り組むことができるようにする指導 • 自己の感情や欲求をコントロールする力を高める指導 • ソーシャルスキルトレーニングやコミュニケーション能力を高める指導 など

Q10

ソーシャルスキルトレーニングは、どのように行えばいいですか？

人と関わることを具体的に、分かりやすく学習できるようにすることが大切です。

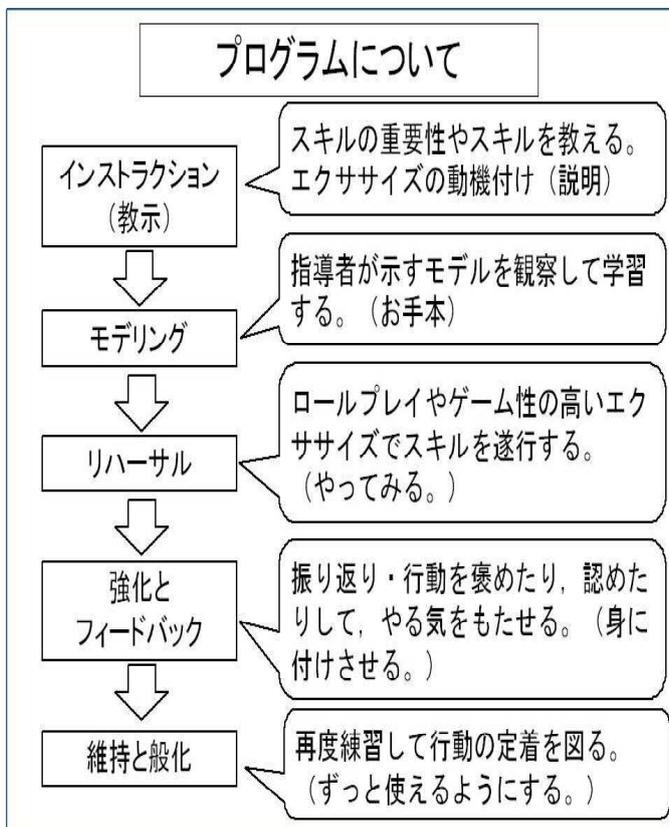
**ポイント！！**

ソーシャルスキルとは、他者との良好な関係をつくり、それを維持していくための知識や技術の総称と言われています。

他者とうまく関われない場合、関わり方をうまく学べていなかったり（未学習）、間違って学んできたり（誤学習）している場合があります。

そのため、どのように他者と関わればいいのかということについて次のように、具体的にコツや技術を教え、「日常生活で使える」という視点をもつことを心掛けることが大切です。

- ① 楽しく行う。
- ② 「なぜ学ぶのか」を考えることができるようにする。
- ③ スキルのできている児童生徒にも配慮する。
- ④ 適切なフィードバックを継続する。

＜ソーシャルスキルトレーニングの進め方の例＞**＜ソーシャルスキルの例＞**

コミュニケーションスキル
・ 挨拶の仕方
・ 上手な聴き方
・ 自己紹介の仕方
・ 質問の仕方
受容・共感スキル
・ 温かい言葉の掛け方
・ 気持ちを分かってからの働き掛け方
受容・遊び参入スキル
・ 仲間の誘い方
・ 仲間への入り方
主張スキル
・ 優しい頼み方
・ 上手な断り方
・ 自分を大切にしたい伝え方
問題解決スキル
・ トラブル解決策の考え方

<ソーシャルスキルトレーニングの例>

【活動名】

「いいところさがしをしよう」(小学校のグループ指導)

【ねらい】

- ・ 友達のよさに気付き、認めようとする心情と態度を養う。(他者理解)
- ・ 友達が気付いた自分のよさに気付き、大切にしようとする心情と態度を養う。(自己理解)

【準備物】

- ・ 「いいところさがしカード」(図左下)
- ・ 「見付けてくれてありがとうカード」(図右下)
- ・ 振り返りカード

A rectangular card template with a folded bottom-right corner. On the left side, there are two vertical lines with the characters 'よ' and 'り' between them. The main body of the card is divided into five vertical columns. On the right side, there is a vertical line with the characters 'さんへ' to its right. Inside the card, there is a vertical line with the text 'あなたのすてきなところは' written vertically.

図「いいところさがしカード」

A rectangular card template with a folded bottom-right corner. On the left side, there are two vertical lines with the characters 'よ' and 'り' between them. The main body of the card is divided into five vertical columns. On the right side, there is a vertical line with the characters 'さんへ' to its right. Inside the card, there is a vertical line with the text 'わたしのよさを発見してくれてありがとう。' written vertically.

図「見付けてくれてありがとうカード」

【実際】

- 1 活動について説明する。【インストラクション】
- 2 「先生のいいところさがし」をしてみる。【モデリング】
 - ・ うまくできないときは、モデルを示しながらやり方を伝える。
- 3 「Aさんのいいところさがし」をする。【リハーサル】
 - ・ Aさん以外で、Aさんのいいところを見付け、いいところさがしカードに記入する(できれば理由も添える)。
 - ・ 一人ずつ、Aさんのいいところを発表する。
 - ・ Aさんは、見付けてくれてありがとうカードを記入し、発表する。
- 4 Bさん、Cさん、Dさんについても同じように活動を繰り返し行う。【維持と汎化】
- 5 どんな気持ちだったか振り返りカードに記入し、発表する(振り返りの活動)。
- 6 上手に取り組めたことを全員で称賛し、在籍校でも友達のいいところを探してみることを確認する。【強化とフィードバック】



Q11

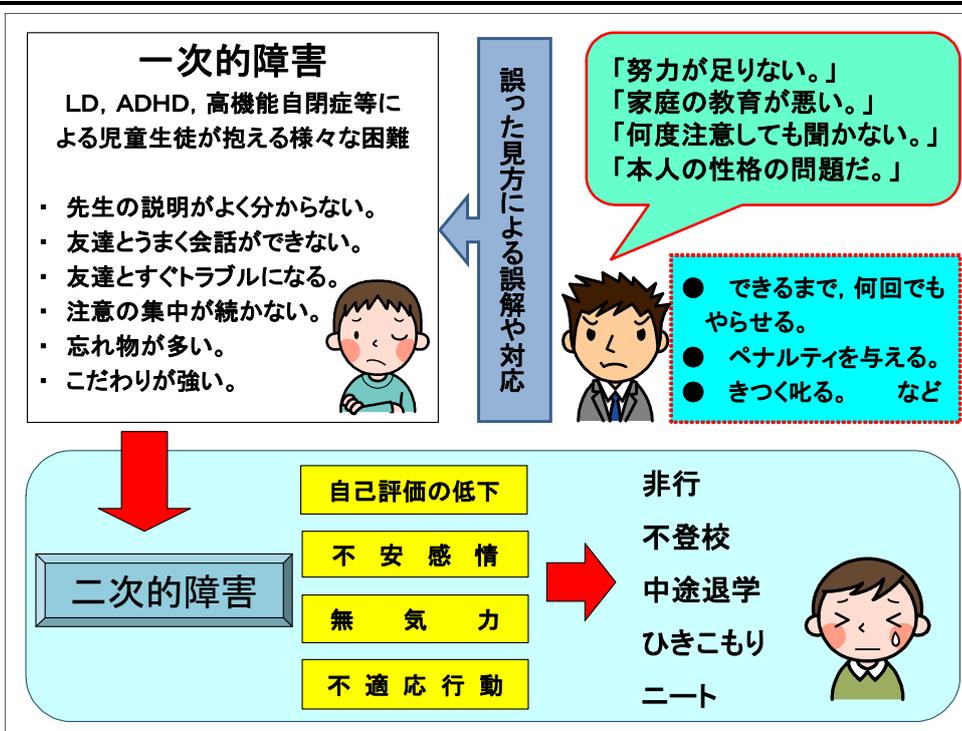
発達障害のある児童生徒に起こりやすい二次的障害には、どのようなものがありますか？

二次的障害とは、発達障害があることによる、文字の読み書きや計算の困難さ、自己コントロールや社会性の弱さなどの様々な困難を一次的障害と捉えたときの、不登校や反社会的行動などの様々な不適応症状のことです。周囲の誤った見方や対応によって引き起こされやすくなります。



ポイント！！

- 児童生徒の特性に応じた対応をしたり、環境を整えたりすることが大切です。
- 実態に応じた自己理解や自己受容を促し、困っていることなどを周囲（相手）に伝える力を育てることが大切です。



<対応例>

- 自己評価を高める指導
 - ・ 成功体験やそれを称賛される体験などの積み重ねを通して、自信や意欲をもたせ、苦手なことにも取り組もうとする態度を育てる指導 など
- 自己理解や自己受容を促す指導
 - ・ 体験的な活動を通して得意なことや苦手なことの理解を促す指導 など
 - ・ 分からないことは聞くなどの対応方法を身に付ける指導 など
- 周囲への理解・啓発
 - ・ 発達障害の特性等について周りの理解を促し、環境を整えること など
- 関係機関との連携
 - ・ 現在から将来にわたって継続して行えるようなネットワークという視点での連携 など

Q12

授業で使われている教具には、どのようなものがありますか？

教える内容を明確にした教材・教具を用いて、児童生徒が学びやすくしましょう



ポイント！！

- 児童生徒の実態や指導目標、指導内容に応じた教材・教具を準備しましょう。
- 身近なものも活用できます。また、特別支援学級や特別支援学校で使用する教材・教具が参考になります。

<教材例>

○ 構音や発音に困難さがある場合

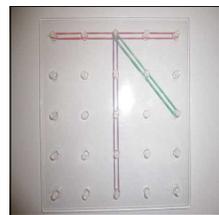


息の出し方などの練習のため、笛やラッパ、シャボン玉などで息出し遊びをする。

声や言葉を出す練習のため、すごろくやしりとりのなどの声出し遊びをする。



○ 見え方に困難がある場合



ボードの突起に輪ゴムを引っ掛けて線や形を作らせて、文字の形を意識できるようにする。

目の動きやイメージ認識力、目と手の協応動作を高めるため、単語探しをする。

ちあくになふるいつなやまに
とめたあそくさまはたのりえ
みつやまめでにるかるまはや
なそちすやあすにくやまめた

○ 人との関わりに困難さがある場合

どのような言い方があるかを教えるために、文字や絵を使って示す。



自分の言った言葉を、相手がどう感じるかを教えるために、文字や絵を使って示す。

○ 体の動かし方にぎこちなさがある場合

スプレー糊を定規に吹きつけて使用し、定規が止まる感覚が分かりやすいようにする。



乗って落ちないようにバランスをとるようにし、身体イメージやバランス感覚を高める。

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の「特別支援教育教材ポータルサイト」では、特別支援教育の教材や支援機器の紹介をしています (<http://kyozai.nise.go.jp/>)。



Q13

指導の記録は、どのようなことに気を付ければいいですか？

以前と比較して成長したところや改善されたところを記録しましょう。



ポイント！！

- 個別の指導計画に記載した目標や内容に基づいて、指導の経過や児童生徒の成長をきめ細かく記録しましょう。
- 指導方法や具体的な手立てについても記録しておくこと、指導者以外の人との日々の指導に係る情報連携に役立ちます。
- 学期ごと、あるいは適宜、通級指導教室から在籍学級への指導の報告を行う際に、今後の指導の参考にしたり、在籍学級における指導要録への記載に役立てたりします。

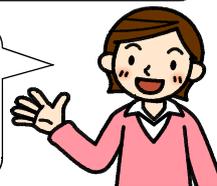
<記録に当たって>

- 内容
 - ・ 個人目標（短期・長期）に関わる指導内容や児童生徒の変容、指導でうまくいったことなどを記録する。
 - ・ 次の指導の手掛かりになるような情報を記録する。
 - ・ 必要に応じて、学習の様子や行動の様子などを記録する。
- 方法
 - ・ 要点を絞り、指導時間ごとにこまめに記録する。
 - ・ 目標に関連する教材・教具や具体的な手立て、自分で取り組みやすい学習活動なども記録する。
- 活用
 - ・ 日々の連携はもとより、通級指導教室担当者による在籍校訪問、在籍学級担任による通級指導教室の見学において情報交換に活用する。
 - ・ 在籍校での校内委員会において、指導内容、児童生徒の変容、今後の課題等の情報共有と確認に活用する。
 - ・ 学期末の指導報告書作成や年度末の指導要録作成の基礎資料として活用する。

Q14

在籍学級とは、どのように連携を図ればいいですか？

児童生徒にとって安心できる学習環境や関わり方について、情報を共有して、一貫した指導・支援を行うことが大切です。



ポイント！！

- 指導の成果を十分に生かすためには、在籍学級での各教科等の学習においても学級担任や各教科の担当教師が児童生徒の障害の状態や必要な支援について正しく理解して指導・支援に当たる必要があります。
 - ・ 担任・担当連絡会などを実施し、実態や指導方法、支援内容などを確認する。
 - ・ 在籍学級における学習や行動の様子を授業参観などで把握する。
 - ・ 通級指導教室の担当者を中心にケース会議を開いたり、学級担任や各教科の担当教師に対して情報提供や助言を行う。
- 学習状況を学級担任や教科の担当教師に情報提供し、効果的な連携を図ります。
 - ・ 連絡帳や学習の記録カードなどを作成して、担任等とやり取りする。
 - ・ 指導内容や経過は、在籍校校長及び在籍学級の担任へ文書で報告する。
 - ・ 個別の指導計画を基に指導目標や指導内容・指導方法等の情報共有を図る。

＜在籍校との連携の例＞

- ・ A小学校では、社会性に課題がある児童への指導・支援の充実を図るために在籍校と連携し、右のチェックカードを作成した。
- ・ 通級指導教室では、挨拶のスキルを学習し、連絡帳で在籍校へ様子を伝えた。
- ・ 在籍校では、挨拶の学習が定着しているか、チェックカードに記入した。
- ・ 次の通級指導教室では、在籍校で記入したチェックカードを使って、頑張りを称賛し、児童が意欲的に挨拶に取り組むことができるようにした。



在籍校用の
チェックカード

○ 月 ○ 日 ○ 曜日	
通級指導教室から	在籍校から
家庭から	

連絡帳の様式例

※ 連絡帳の例

- ・ 右のような様式で、通級指導教室での指導内容や学習活動、在籍校や家庭での様子を記入し、情報を共有する。

Q15

学年や学校、担任が替わる際に、どのような引継ぎを行えばいいですか？

これまでの効果的な取組や必要な支援、配慮すべき点などを新年度初めから継続できるように、「個別の指導計画」や「個別の教育支援計画」、「移行支援シート」を活用することが有効です。



ポイント！！

- 在籍校や保護者を通して引継ぎを行うことも多いため、通級指導教室での指導目標や指導内容、学習の様子など、引き継ぎたい情報を通級指導教室の担当者が整理し、在籍校や保護者に提供しましょう。
 - ・ 特別な支援を必要とする幼児児童生徒が、幼稚園・保育所等から小学校へ、小学校から中学校へ、また中学校から高等学校へ就学、進学するときの移行期には、環境等の変化も伴うため丁寧な支援が必要です。
 - ・ 最終学年では、進学先との連携が重要になります。年度末や年度初めの早い段階で進学先と情報共有をするなどの取組も大切です。
 - ・ 中学校と高等学校間の情報引継ぎについて、高等学校の合格発表後に保護者の了承の下、地域で取り組んでいる例があります。

＜移行支援シートの活用により期待できること＞

- ・ 引き継ぎたい幼児児童生徒の情報を整理することができる。
- ・ 移行先の生活や環境（日課や授業の進め方、友達との関係づくり、休み時間の過ごし方など）と、これまでの生活等との違いを明確にし、必要な支援や配慮点などを引き継ぐことができる。
- ・ 幼児児童生徒や保護者が安心して就学・進学できるような体制をつくることができる。
- ・ 移行先の学校等における移行期の戸惑いや不安を軽減することができる。など

楽しい学校生活を
送るために

移行支援シート

小学校等 → 中学校等

このシートは、進学先へお子さんに
必要と思われる支援や配慮についてお
伝えし、お子さんが楽しく充実した学
校生活を送ることができるようにする
ためのものです。
在籍する学校の担任等に記入しても
らい、保護者の方が、進学先へお渡し
ください。
記入の際は、「移行支援シート作成
の手引」を参考にしてください。

児童の名前	保護者の名前
住所・電話番号	
在籍校	進学する学校名
作成機関・記入者	

※ 移行支援シートについては、鹿児島県教育委員会のWebサイト（http://www.pref.kagoshima.jp/ba11/kyoiku-bunka/school/shien/tokushi_tebiki/ikousien_sheet.html）からダウンロードすることができます。



Q16**保護者との連携は、どのようにすればいいですか？**

児童生徒一人一人の障害の状態や発達の段階等に即した指導を行うためには、保護者との連携が重要です。保護者との連携を通して、指導の方向性を確認し、家庭での取組にもつなげましょう。

**ポイント！！**

保護者との連携は、第一に信頼関係の構築です。信頼関係が、保護者の心理的安定につながります。連携に当たっては、教育相談等を計画的に実施するとともに日常的な相談や情報交換等も大切です。

<いつ>

- 定期的に行うもの
 - ・ 指導開始前（個別の指導計画における実態把握や指導目標、指導内容等の共通理解など）
 - ・ 学期途中（学習の様子など）
 - ・ 学期末（本学期的学習の様子、来学期の指導についてなど）
 - ・ 年度末（本学年の学習の様子、指導の終了や継続に関する事など）
- 随時行うもの
 - ・ 保護者の送迎時（学習の様子や家庭の様子、在籍校（在籍学級）での様子など）

<何について>

- 指導開始前に把握しておくこと
障害名、生育歴・療育歴、教育歴、関係機関（医療、福祉など）、家族構成、対象児童生徒の特性等（得意・不得意）、本人や保護者の願い など
- 指導経過中に把握しておくこと
家庭での様子、在籍校（在籍学級）での様子、地域での様子、できるようになったことや課題、本人や保護者の願い など

<どのように>

- 連絡帳
 - ・ 毎回の指導内容などの概要を記録し、「どのような学習活動を通して指導を行ったか」、「今の課題は何か」について情報を共有する。
 - 教育相談
 - ・ 文章だけでは伝わりにくいことや指導内容等について、情報を共有する。
 - ・ 定期的に指導の様子を参観してもらうことで学習の様子を共通理解する。
- ※ 毎回の指導終了時に「今日はこういう内容で指導を行った。結果はこうだった。」ということを直接伝えることが大切です。
- なお、保護者との教育相談やケース会議等は、指導時間に含めることはできません。

Q17

関係機関との連携は、どのようにすればいいですか？

学校近隣の地域にも、人的資源や物的資源がたくさんあります。授業への活用や児童生徒への支援に結び付けるようにしましょう。



ポイント！！

特別な教育的ニーズのある児童生徒への支援が、現在から将来にわたって継続して行えるようなネットワークという視点で連携をとることが大切です。

< 地域の関係機関 >

分野	主な相談（支援）内容	関係機関等
教	<ul style="list-style-type: none"> 巡回相談による助言や教育相談 教材・教具や検査器具の貸し出し など	特別支援学校
	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒理解や障害特性に応じた指導方法等の助言 など	通級指導教室 特別支援学級
育	<ul style="list-style-type: none"> 発達や障害に関する情報や教育相談 学生ボランティアの活用 など	大学 専門学校
	<ul style="list-style-type: none"> 指導や支援、学習環境整備等に関する助言と研修 など	市町村教育委員会
	<ul style="list-style-type: none"> 指導や支援の在り方についての相談 など	県総合教育センター
福 社	<ul style="list-style-type: none"> 発達障害児・者の相談・支援 など	県発達障害者支援センター
	<ul style="list-style-type: none"> 療育手帳の判定や障害児施設利用の相談 など	県児童相談所
	<ul style="list-style-type: none"> 福祉サービスの相談や療育手帳等の申請 など	市町村の福祉課
	<ul style="list-style-type: none"> 障害に関する理解や支援方法に関する助言 など	障害者施設
療 育	<ul style="list-style-type: none"> 発達や療育に関する情報 就学前の情報提供 など	療育施設
	<ul style="list-style-type: none"> 発育・発達についての診療や相談 など	県こども総合療育センター
医 療	<ul style="list-style-type: none"> 作業療法士、理学療法士等による支援や情報提供 医師による情報提供 など	病院
	<ul style="list-style-type: none"> 乳幼児期の発達や療育に関する情報提供 など	保健所 保健センター
警 察	<ul style="list-style-type: none"> 非行に関する相談 など	県警察本部少年サポートセンター 地域の警察
労 働	<ul style="list-style-type: none"> 就労に関する相談や情報提供 など	鹿児島県障害者職業センター 障害者就業・生活支援センター ハローワーク
	<ul style="list-style-type: none"> 就労前の進学に関する相談や情報提供 など	職業訓練校
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> 地域ボランティア、グストティーチャーの活用 民生委員による見守り など	地域の住民



Q18

障害のある児童生徒や保護者から合理的配慮の提供を求められたら、どうすればいいですか？

障害の有無に関わらず、多様な児童生徒が共に学ぶことができるように、環境の調整や意思疎通の配慮、ルールを変更するなど、個に応じた適切な工夫をすることが大切です。



ポイント！！

- 平成28年4月から施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」では、合理的配慮の提供が法的義務となっています。
- 障害者差別解消法における「障害者」とは、診断書や障害者手帳などを所持する人に限らず、発達障害も含めた継続的に支援を受ける状態にある人です。

<合理的配慮の具体例>

【ADHDのある児童生徒に対して】

- ・ 注意を集中するために、黒板周囲を整理したり、座席を配慮したりする。など

【読み書きが苦手な児童生徒に対して】

- ・ 板書事項を整理したワークシートを用意する。など

【活動に見通しがもてない児童生徒に対して】

- ・ 文字や写真を使用した活動の手順表を準備し、机上に置く。など



<合理的配慮を提供するまでの進め方>

1 本人・保護者からの合理的配慮の提供に関する申出内容の確認をする。

↓ 申出がない場合も、何らかの工夫が必要であることが明白な場合には、障害者差別解消法の趣旨に鑑みれば、障害のある児童生徒等が十分な教育を受けられるかどうかの視点から判断し、自主的に取り組む。

2 障害の状態や学校生活上の課題の把握をする。

↓ どのような障害特性があり、どのような場面で、どのような困難があるのかを整理する。

3 必要な合理的配慮を考える。

↓ 本人、保護者からの申出について、その要望が実態と照らし合わせて適切であるか、担任だけで考えるのではなく、ケース会議や校内委員会などを活用し、管理職、特別支援教育コーディネーターや学年主任なども一緒に、組織として考え、情報を共有する。

4 本人・保護者との丁寧な合意形成を行う。

↓ 要望をそのまま実施することが難しい場合でも、代替手段等を提案するなど、丁寧な合意形成に努め、合理的配慮の方法や程度などを決める。

合理的配慮の提供

5 合理的配慮の提供による、改善の様子を確認する。

十分な教育が受けられているかを確認し、必要に応じて、配慮の方法、程度などを柔軟に調整する。また、合意された合理的配慮の内容は、個別の教育支援計画に明記し、進級、進学などの際は、確実な引継ぎを行う。

※ 合理的配慮の具体例については、以下も参考にしてください。

- ・ 国立特別支援教育総合研究所「インクルーシブ教育システム構築支援データベース」（インクルD B）、文部科学省「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消に関する対応指針」
- ・ 鹿児島県教育委員会「充実した合理的配慮の提供に向けて～全ての児童生徒が豊かな学校生活を送るために～」

【引用・参考文献】

鹿児島県 『障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例』 平成26年10月

鹿児島県教育委員会 『就学相談・支援の手引き～早期からの一貫した支援のために～』
平成27年3月

文部科学省 『文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に
関する対応指針について（通知）』 平成27年11月

鹿児島県教育委員会 『法的義務になった学校現場での「合理的配慮の提供」～全ての
障害のある児童生徒等の充実した学習のために～』 平成28年1月

文部科学省 『特別支援学校学習指導要領』 平成29年4月

文部科学省 『特別支援学校学習指導要領解説 総則編（幼稚部・小学部・中学部）』
平成30年3月

文部科学省 『特別支援学校学習指導要領解説 自立活動編（幼稚部・小学部・中学部）』
平成30年3月

文部科学省 『初めて通級による指導を担当する教師のためのガイド』 令和2年3月

文部科学省 『障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを
踏まえた学びの充実に向けて～』 令和3年6月

文部科学省編著 『改訂第3版 通級による指導の手引 解説とQ&A』 平成30年8月

国立特別支援教育総合研究所 『小学校・中学校通常の学級の先生のための手引き書』
平成30年3月

内閣府 『障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針の策定について（通知）』
平成27年2月

大南英明監修 山中ともえ編著 『実践 通級による指導 一発達障害等のある児童の
ためにできること』 平成26年10月 東洋館出版社

笹森洋樹，大城政之編著 『はじめての「通級指導教室」担当BOOK Q&Aと先読み
カレンダーで早わかり！通級指導教室運営ガイド』 平成26年7月 明治図書株式会社

全校特別支援学級設置学校長協会 『「特別支援学級」と「通級による指導」ハンドブック』
平成24年4月 東洋館出版社